改正

平成18年1月13日公企管規程第1号平成18年3月31日公企管規程第2号平成18年6月1日公企管規程第4号平成18年6月30日公企管規程第5号平成19年3月30日公企管規程第7号平成22年3月31日公企管規程第1号平成22年9月30日公企管規程第6号平成26年6月19日公企管規程第1号平成29年1月31日公企管規程第1号平成30年3月28日公企管規程第1号平成30年3月28日公企管規程第5号平成31年3月29日公企管規程第5号令和元年11月1日公企管規程第2号

安曇野市水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用 (第3条-第15条)
- 第3章 給水(第16条—第25条)
- 第4章 水道料金及び手数料 (第26条-第33条)
- 第5章 管理(第34条・第35条)
- 第6章 補則 (第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、安曇野市水道事業給水条例(平成17年安曇野市条例第250号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成)

第2条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、量水器、量水器ボックス、不凍栓その他の給水用 具をもって構成する。ただし、市長が必要ないと認めたときは、その一部を設けないことができ る。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第3条 条例第5条第1項の規定による給水装置工事の申込みをしようとする者(以下「申込人」

という。)は、給水装置工事申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申込人は、その給水装置工事の設計を変更し、又はその申込みを取り消そうとするときは、直 ちに市長に届け出なければならない。
- 3 前項の設計の変更又は申込みの取消しにより生じた損害について、当該申込人は、市にその損害を賠償しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第4条 条例第5条第2項の規定による利害関係人との同意を証する提出書類は、同意書又は誓約書とする。

(給水装置の市移管)

- 第5条 給水装置の所有者は、設置した給水装置のうち、公共用地に属する部分又は私有地の給水 装置の一部を寄附することにより、市に移管することができる。ただし、私有地に属する給水装 置は、市長が特に必要と認めたときに限る。
- 2 前項の寄附については、給水装置の所有者は、寄附採納願を提出するものとする。 (給水装置の構造及び材質)
- 第6条 給水装置に使用される構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」 という。)第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査)

- 第7条 条例第7条第2項の規定により給水装置工事の設計審査(使用材料の確認を含む。)又は しゅん工検査を受けようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 設計審査のとき 給水装置工事申込書、平面図、透視図、使用材料表等
 - (2) しゅん工検査のとき 給水装置工事しゅん工検査申請書(様式第2号)、給水台帳、工事 写真、工事明細書及び位置図
- 2 条例第17条第2項の規定の適用を受けようとする場合は、事前に給水装置の工事内容が明らかになる書面を添えて市長に協議しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第8条 条例第9条の規定による構造の指定は、次の基準により行う。
 - (1) 配水管からの取水口の位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管からの取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 地震、水圧、土圧等に対し十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないものであること。
 - (4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある器具等に直結されていないこと。
 - (5) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直結されていないこと。
 - (6) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な処置が講じられていること。
 - (7) 水槽、プールその他の水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、

供給する水以外の水の逆流を防止するための適当な処置が講じられていること。

- 2 条例第9条の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場等で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めるときは、 当該材料の使用を制限することがある。
- 4 著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を多数設置する箇所又は緊急断水時に水の使用を必要とする事業所その他市長が必要あると認めた箇所には、貯水槽を設置しなければならない。この場合における貯水槽の入水口の逆止弁から給水用具までの水質の保全については、当該貯水槽の設置者が管理するものとする。

(工事費の算出方法)

第9条 条例第10条に規定する費用の算出方法は、市長が別に定める工事価格表により算出した額とする。

(工事費の予納等)

- 第10条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事を申し込む者は、上水道配水(給水)管布設工 事申込書(様式第2号の2)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、条例第11条第1項本文に規定する当該工事の費用の概算額を上水道配水(給水)管布 設工事負担金額通知書(様式第2号の3)により申込人に通知するものとする。
- 3 申込人は、前項に規定する通知に承諾する場合には、上水道配水(給水)管布設工事負担金額 承諾書(様式第2号の4)を市長に提出するものとする。
- 4 申込人は、納付書の発行日から30日以内に安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例(平成17年安曇野市条例第249号)第7条第2項に規定する予納金として申込人概算負担金額の80パーセントを納入するものとする。この場合において、納入をしないときは、配水(給水)装置工事の申込みを取り下げたものとみなす。
- 5 市長は、第1項の規定により申込みを受けた給水装置工事を完了したときは、条例第11条第2項の規定により上水道配水(給水)管布設工事負担金額精算通知書(様式第2号の5)を申し込んだ者に通知するものとする。
- 6 条例第11条第1項ただし書の規定による工事費の予納を必要としないものは、官公署及び公の 施設とする。

(給水装置工事の施行区分)

第11条 給水装置工事の施行のため構造物を取り壊し、及びその復旧を必要とするときは、申し込んだ者がその費用を負担しなければならない。

(給水管の口径)

第12条 給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して、適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第13条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分並びに私道内においては100センチメートル以上、宅 地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他 やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管の材料の特例)

- 第14条 配水管の分岐部分から量水器までの給水管については、次の各号に定めるところにより、 当該各号に定める材料を使用しなければならない。
 - (1) 口径13から40ミリメートルまでの給水管 ポリエチレン管 (2層管)、耐衝撃性硬質塩化 ビニール管又はステンレス管
 - (2) 口径50ミリメートル以上の給水管 ポリエチレン管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管又はダクタイル鋳鉄管
 - (3) 分水栓、止水栓及び逆止弁付止水栓 ボール式。ただし、口径50ミリメートルの給水管の場合は、口径50ミリメートル以上で取り出し、制水弁(ソフトシール)を設置する。

(危険防止の措置)

- 第15条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせる恐れがない構造でなければならない。
- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければな らない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

第3章 給水

(給水に関する届出)

- 第16条 条例第15条に規定する申込みをしようとする者及び条例第19条第1項各号に規定する届出 をしようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 給水装置の使用を開始するとき 給水装置開栓申込書(様式第3号)
 - (2) 臨時の給水使用を開始するとき 臨時給水使用開始申込書(様式第3号の2)

- (3) 給水装置の使用を休止するとき 給水装置閉栓申込書 (様式第4号)
- (4) 臨時の給水使用を休止するとき 臨時給水使用休止申込書(様式第4号の2)
- (5) 共同住宅等において、条例第24条第2項に規定する「市長と別に定める契約」を締結している場合に、管理者が使用者各戸給水装置の使用を開始又は中断をするとき共同住宅等の使用開始・中断届(様式第4号の3)
- (6) 給水装置の使用を廃止するとき 給水装置廃止届 (様式第5号)
- (7) 水道の用途を変更するとき 給水装置用途変更届 (様式第6号)
- (8) 消防演習に消火栓及び私設消火栓を使用するとき 消火栓使用承認届 (様式第7号)
- 2 条例第19条第2項各号に規定する届出をしようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。この場合において、給水装置の所有者の変更をしたときは、土地の全部事項証明書の写しを添付するものとする。
 - (1) 給水装置の使用者又は所有者に変更があったとき 給水装置使用者・所有者変更届 (様式 第8号)
 - (2) 消防用に消火栓及び私設消火栓を使用したとき 消火栓使用届 (様式第9号)
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号並びに前項第2号の規定にかかわらず、市長が認めたときは 口頭によることができる。

(管理人選定等の届出)

第17条 条例第16条による管理人の届出又は変更の届出は、管理人選定(変更)届(様式第10号) による。

(管理人の資格)

- 第18条 市長は、条例第16条第2項により、管理人が次に該当するときは、変更させることができる。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられた者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) その他市長が不適当と認めた者

(量水器の設置位置等)

- 第19条 量水器は、次に定める基準に基づき設置する。
 - (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(量水器の設置基準)

- 第20条 条例第17条第1項に規定する給水装置に量水器を設置する基準は、次による。
 - (1) 量水器は、原則として1建築物に1個とする。ただし、市長が給水及び建築物の構造上特に必要と認めた場合は、1建築物について2個以上の量水器を設置することができる。
 - (2) 条例第16条第1項の規定に該当し、かつ、その用途が主として家事用であると市長が認めた共同住宅にあっては、量水器は1個とする。
- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物

を1建築物とみなす。

(量水器設置の例外)

- 第21条 条例第17条第1項ただし書の規定により量水器を設置しないで給水するものは、次のとおりとする。
 - (1) 防火用水
 - (2) その他市長が必要ないと認めたもの

(量水器の保管責任)

- 第22条 量水器の貸与を受けた者は、量水器の設置場所に、その点検若しくは修理又は機能を妨害 するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 2 前項の規定に違反したときは、貸与を受けた者に原状回復又は撤去を命じ、履行しないときは、 市長が施行し、その費用を貸与を受けた者から徴収する。

(量水器の弁償)

第23条 条例第18条第3項による弁償は、滅失した場合はその相当額、損傷した場合は修繕費の実費とする。

(修繕費の徴収免除)

- 第24条 条例第21条第2項ただし書の規定により修理費の徴収しないことのできる場合は、次のと おりとする。
 - (1) 不可抗力と思われる事実に起因する等給水装置の使用者又は所有者に直接責任がなく、修 理費を徴収することが適当でないと認定されたとき。
 - (2) その他徴収することが不適当と認定されたとき。

(給水装置及び水質の検査)

- 第25条 条例第22条第1項の規定による給水装置の機能又は水質の検査を請求しようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、給水装置等検査請求書(様式第11号)を提出しなければならない。
- 2 条例第22条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう
 - (1) 給水について給水装置の構造、材質及び機能並びに漏水について通常の検査以外の検査を 行うとき。
 - (2) 水質について色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する以外の 検査を行うとき。
- 3 給水装置の検査には、請求者を立ち会わせるものとする。請求者が立会いしないときは、検査 結果に対して異議を申し立てることができない。
- 4 市長は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。 第4章 水道料金及び手数料

(用途の適用基準)

第26条 条例第24条に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 一般家庭用、官公署、学校、病院等であって次号及び第3号に該当しないもの
- (2) 公衆浴場用 一般公衆浴場用に使用するもの
- (3) 臨時用 工事等のため一時的に使用するもので、使用期間が1年以下のもの (使用水量の通知)
- 第27条 水道の使用水量は、量水器の点検をする職員又は市長が量水器の点検を委託した者が、使用者に通知するものとする。
- 2 量水器の点検の際、使用水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、当該点検月ではその 端数を切り捨て、次期検針月で精算するものとする。

(量水器の点検についての異議)

第28条 使用者は、量水器の点検に立会いしていないことを理由により、その結果について異議を 申し立てることはできない。

(料金の算定)

- 第29条 条例第25条に規定する定例日は、各月の16日から月末までの間において定める日とする。
- 2 料金の算定期間は、次のとおりとする。
 - (1) 料金は、2か月ごとの定例日に量水器の点検を行い、その日までに係る使用水量を当該点 検の属する月及びその前月の2か月分として算定する。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、市長がその使用水量により必要と認めるものは、毎月、定例日に量水器の点検を行い、その日までに係る使用水量を当該点検日の属する月分として算定する。 (使用水量の認定)
- 第30条 条例第26条に規定する使用水量の認定は、次の順序に基づき認定する。
 - (1) 前2期分及び前年同期の使用水量を参酌して認定する。
 - (2) 通常の使用状態と判断される連続する15日以上の期間から1日当たりの使用水量を算定し、当該検針期間の日数を乗じて認定する。

(料金の徴収方法)

- 第31条 条例第25条に規定する料金を徴収する月は、別表のとおりとし、納期はその月の月末(12月及び3月は25日)までとする。
- 2 納期の末日(納期限)が民法(明治29年法律第89号)第142条に定める休日又は土曜日のときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期の末日(納期限)とみなす。

(料金の前納)

- 第32条 条例第29条本文の規定により、使用申込みの際、概算料金を前納しなければならない使用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 臨時用に水道を使用するもの
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(料金等の減免)

- 第33条 料金、手数料及び工事費で次の各号のいずれかに該当するときは、減免することができる。
 - (1) 災害により料金の納付が困難である場合

- (2) 不可抗力による漏水の場合
- (3) その他市長が公益上特別な理由があると認めた場合
- 2 料金の減免を申請しようとする者は、水道料金減免申請書(様式第12号その1)を、手数料及 び工事費の減免を申請しようとする者は、工事費等減免申請書(様式第12号その2)を市長に提 出しなければならない。

第5章 管理

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

- 第34条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況 に関する検査は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期的に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、匂い、味その他供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行うこと。

(身分証明書の携帯)

第35条 条例第22条、第25条、第33条及び第35条の規定による給水装置の検査、量水器の点検、給水停止の処分等を行う職員は、身分証明書(様式第13号)を携帯し、又は腕章を装着するものとし、関係者にこれを提示しなければならない。

第6章 補則

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の豊科町水道事業給水条例施行規則(平成10年豊科町規則第7号)、穂高町営水道給水条例施行規則(平成10年穂高町規則第9号)、三郷村水道事業給水条例施行規程(平成10年三郷村管理規程第1号)、堀金村水道事業給水条例施行規則(平成10年堀金村規則第2号)又は明科町営水道条例施行規程(平成10年明科町規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年1月13日公企管規程第1号)

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日公企管規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月3日公企管規程第5号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日公企管規程第7号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日公企管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第16条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年5月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)の量 水器の点検による使用水量の算定までは、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月30日公企管規程第6号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月20日公企管規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日公企管規程第11号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成29年1月31日公企管規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日公企管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の安曇野市水道事業給水条例施行規程に規定する 様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成31年3月29日公企管規程第5号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日公企管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第31条関係)

地区	徴収月	水道料金(基本料金・従量料金)
穂高・三郷	4月	3月検針分
	6月	5月検針分
	8月	7月検針分
	10月	9月検針分
	12月	11月検針分
	2月	1月検針分
豊科・堀金・明科	5月	4月検針分
	7月	6 月検針分
	9月	8月検針分
	11月	10月検針分
	1月	12月検針分
	3月	2月検針分

<様式省略>

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第2号の2 (第10条関係)

様式第2号の3 (第10条関係)

様式第2号の4 (第10条関係)

様式第2号の5 (第10条関係)

様式第3号(第16条関係)

様式第3号の2 (第16条関係)

様式第4号(第16条関係)

様式第4号の2 (第16条関係)

様式第4号の3 (第16条関係)

様式第5号(第16条関係)

様式第6号(第16条関係)

様式第7号(第16条関係)

様式第8号(第16条関係)

様式第9号(第16条関係)

様式第10号(第17条関係)

様式第11号(第25条関係)

様式第12号その1 (第33条関係)

様式第12号その2 (第33条関係)

様式第13号(第35条関係)